

熊本県ボート協会 慶弔規程

(慶祝)

第1条 本会会員及び本会の登録団体・監督・選手の記念行事等及び叙勲褒章などの祝賀会等の依頼に際しては、次のとおり対応する。

(1) 会長名で祝電を打電する。

(2) 会長が出席する。

但し、都合により会長が出席できない場合は、会長が指名した役員が代理出席するものとする。

なお、出席に際して会費又は参加費、負担金等の費用が必要な場合は、その費用を本会で負担する。

また、出席に際して会費又は参加費、負担金等の費用が必要でない場合は、2万円以内の範囲で御祝金等の慶祝に要する費用を本会で負担する。

(3) 前各号で対応すべき記念行事等及び祝賀会等については、正副会長並びに理事長で協議して判断する。

第2条 前条以外での者で、特に本会に功績のあった者については、正副会長並びに理事長で協議し、前条と同等の対応ができるものとする。

(弔慰)

第3条 本会会員及び登録団体の監督・選手、本会役員配偶者、本会元役員死亡に際しては、次のとおり対応する。

(1) 会長名で弔電を打電する。

(2) 会長名で1万円以内の範囲で香典を贈る。

また、特に本会に功績のあった者については、正副会長並びに理事長において協議し、3万円以内の範囲で生花を贈る。

(3) 葬儀等には会長が参列する。

但し、都合により会長が出席できない場合は、会長が指名した役員が代理出席するものとする。

第4条 前条以外での者で、特に本会に功績のあった者については、正副会長並びに理事長で協議し、前条と同等の対応ができるものとする。

(連絡)

第5条 本会会員は、この規程を適用する慶弔事情が発生した時は、速やかに本会理事長又は事務局に連絡するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、正副会長並びに理事長で協議して定める。

附 則

この規程は、平成27年 3月 1日から施行する。